

男女平等と社会慣習
(事例集)

保存資料
婦人課

労働省婦人少年局

はじめに

労働省では、国際婦人年につづき「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」をうけて、「男女平等と社会参加」を主題として啓発活動をすすめています。

本年はわが国において「国内行動計画」が策定され、この趣旨に沿った活動が、各分野で展開されるところから、労働省でも第29回婦人週間の運動の重点として「社会慣習をみなおす」をとりあげました。

さらに、この週間の実施事項の一つとして、各婦人少年室を通じて「男女平等阻害している社会慣習などの事例収集」を行いましたところ、多数の事例が寄せられました。このたび、これを内容、根拠によって整理し、まとめましたが、事例はあくまで報告されたものに限っていますので、地域の事情などによって、は握できなかったものが、まだ多く残っていると考えられます。また、事例の中には、全国的にみられるものばかりではなく、地域に限定があるものも含まれています。

毎日の生活の中で経験する様々の社会慣習が、男女平等とどのように関わっているかを考え、みなおすための参考資料となれば幸いです。

昭和52年10月

労働省婦人少年局長

森 山 真 弓

目 次

はしがき

・ 地域や家庭の日常生活に関するもの 1

・ 冠婚葬祭に関するもの 10

・ 就労に関するもの 24

地域や家庭の日常生活に関するもの

男子優先的しきたりや男女の役割分担意識にもとづくもの

事 項	事 例 内 容
地域の共同作業における男女のとり扱いのちがい	○地域の共同作業に女性が出た場合、男性との差額金を徴収される制度。 ○「区役」「賦役」「出役」「総仕事」「総事」等々と呼ばれ、男性を基準として見積られた差額金（出不足料、不参金、科料、供出金、合引き等々と呼ばれる）を取られる。 ○男性は老人や未青年者でも差額金をとられず、一方女性は働きざかりの成人でも女性であるというだけで差額金をとられる。 ○差額金は、道路や用水路の整備、共有林の手入れ等作業毎にきめられているところが多い。 ○差額金は地域によって大きな差があり、比率で換算するところでは男性1に対し、女性は0.5～0.8位に見積られ、金額では50円から3,000円まであげられている。 ○地域の共同作業や請負事業で、男女同じ作業をしてもその日当に差がある。 ○農繁期の仕事の手間の貸し合いにおいて、男女の労力換算に差がある。男性1日に対し、女性は1.5日位の手間を返す。
組織の長や役職に婦人がつく事を阻む傾向	○社会的評価や責任ある役割はほとんど男性で占められている。 ○町内会等の地域組織、農協・漁協、PTAや子ども会・老人クラブ、公民館長・区長、人権擁護委員・民生委員・保護司・社会教育委員・選挙管理委員等の公職

事 項	事 例 内 容
	○ 日常の実務等は役員の妻など女性が担っているにもかかわらず男性が役員におさまり、次期役員や運営事項の決定を男性本位で決めていく、従って女性は役員に選出されない。 ○ 輪番制などで会長に当った時は実務は妻が担つても、夫の名前を出す。従って母子家庭などは辞退する（町内会、PTA、子ども会）。 ○ 町内会役員等の役職に女性が就くことについて、男性側の非難やいやがらせがある。 ○ 無認可保育所を設立するにあたり、その建設の提唱や資金面の貢献をしたのは婦人会であったのに、設立された保育所の運営委員は男性で占められた。 ○ PTA の実際の活動は母親が担っているのに、役員名簿には名前も顔も知らない父親の名前が登録される。 ○ 学校側の示唆もあり、PTA 会長は必ず男性とされ、女性になっても副会長どまりである。 ○ PTA の役員改選にあたり、会長に女性が選出されそうになった時、学校側が女性が会長では困ると圧力をかけたり、女性は除くと宣言されたりした。 ○ 女性が公民館長になったが女だてらに生意気ということで地区の協力も得られず、短期間しか務まらなかった。 ○ 老人クラブで女性が長になったが、男性が出席したがらず、次第に減ってしまった。 ○ 公職に女性を登用しない ○ 民生委員や保護司などへの女性の推せんをさける傾向が強い。 ○ 女性が公職につくことに対して、男性側の反対やいやがらせがある。

事 項	事 例 内 容
組織の運営 に婦人を参 加させない 傾向	○女性に組合員の資格を与えない ◦漁協、農協、ロータリークラブ等 ◦人手不足で婦人も出漁し、組合員として必要な90日の実績があるのに女性は認めない。 ◦農協や漁協の正組合員は世帯主加盟であるため、大半が男性で、共同の営業従事者である妻には選挙権や運営権がない。 ◦漁協の役員選出と持株配当金分配の権利が親と子供に与えられているが、子供のうち男子はすべて20才になれば配当金の半額、また25才になると一人前として配当金金額が分配され、役員の選挙権が与えられるが、女性の場合は長女のみで次女以下には資格がない。 ○公式会合に女性が出席することを嫌う ◦町内会等の地域組織で、総会や重要な相談事のある場合、男性が出席するように求められる。 ◦地域組織の総会に女性が出席した場合、職場を休んで出席しても、男性が欠席した場合の供出金(4,000円)の半額をとられる。 ○組織の運営や決定に女性の意見が反映されない ◦男女が同じ意見を出しても女性の発言は無視され、決定事項のある場合、男性だけに確認をとる。 ◦会合の席上、女性が発言してもその発言が無視されたり、「女がでしゃばるな」と発言が制止されたり、「女のくせに」と批判される。 ◦自治会役員の選考委員に女性が選ばれたが、選考委員会の席上、男性から「女が自治会の運営に口を出すな、女は婦人会だけやっていたらよい」と言われた。

事 項	事 例 内 容
	◦ 地域の委員や審議会にもっと女性を出すよう運動しようと申し合わせ、地域でその発言をしたら、「女のくせに」「自分になりたいからだ」などと男性のうわさになり、発言者は夫から注意された。 ◦ 「内もの割」といって、地域独自の税の徴収とその使途について、女性の存在も意見も全く無視されている。 ◦ 婦人会で冠婚葬祭などの花輪を止めようと申し合わせて、自治会では、「女どもが……」と取りあげてもらえず改善されない。 ◦ 公民館の台所改善が女性に相談なく進められた。 ○ 婦人の組織や運営にも男性が関与、優先する。 ◦ 幼稚園や学校関係の婦人学級で、男性が出席した場合、役員である女性を無視し、当然のように男性が挨拶する。 ◦ 女性の地区対抗バレーボール大会への出場者を男性が決めている。 ◦ 自治会の中に「婦人部」があっても、名義は世帯主で登録され、実務のみ婦人に課せられる。 ◦ 婦人会の活動を盛んにすればするほど、自治会長がその活動を阻止する方向で口出しをする。特に老人福祉や青少年育成問題などに「女がでしゃばりすぎる」という意識がある。
選挙に関する女性への干渉や圧力	○ 女性の立候補や議員に対して干渉や圧力がある。 ◦ 町内会長の引き受け手がない事情から選挙制に変えたので、一主婦が立候補しようとしたところ、「女性の町内会長など聞いたことがない」「町内会は家の集りであり、その家の長（男性）が代表であることは一般常識」と言われ、否認

事 項	事 例 内 容
	された。 ○町会議員に女性が出たが、「女だてらに」という男性側と同性の陰口など支援の態勢がなく、一期しか続かなかった。 ○地方選挙の折、女性候補者を婦人会でおし、最高点で当選するのではないかと思われたが、現職男子議員の運動員が女性候補の家にたびたびおしかけ、いやがらせをして出馬を断念させてしまった。 ○選挙に際し、地区組織の長の発言力が強く、女性の立候補があっても、男性が出ると地区をあげて男性を応援し、女性を出さない。 ○農協理事選出の際、正組合員の女性が推せんを受けようと申し出ても、予定にない男性をかつぎ出して女性を出さない。 ○婦人会の役員を長く続けていると、男性から「町会議員になりたいからだ」とことある毎にいやがらせをうけ、役員も続けられなくなる。 ○役員になると「でしゃばり」という評価をうけたり、嫌われたりする。 ○婦人会の役員は、その夫に面接し、承諾をうけないと引きうけてもらえない。 ○女性が選挙権の行使や選挙活動をすることについて干渉や圧力がある。 ○婦人部で、町会議員の女性候補を推せんした時、他地区の人から「男はいないのか」と批判され、地区の自治会が丸となって女性候補に反対すると共に、その手伝人の家に行き、「婦人部を解散させる」とか「村八分にするとか」いっておどすなどのいやがらせをした。 ○選挙の時、男性が推せんする人を決め、後援会をつくる。

事 項	事 例 内 容
	女性がその人以外の人を推すると村八分にされる。 ○選挙の時、ある候補者から「婦人会で推せんしてほしい」と申し入れがあり、役員会で協議したが、後で、「女のくせに政治に口を出すな」と男性たちから批判された。
社会的、一般的な場での男女のとり扱いのちがい	○夫婦の氏を例外を除いては夫の氏とするのが当然とされる傾向がある。 ○男女の結婚相手や適令期は男性を基準に考えられる。 ○男性は結婚相手を自分より年下が当然とみる。 ○女性の適令期は男性とのつり合い（自分より年下）という点から言われている。 ○女性は嫁にやるという観点から教育やしつけがなされ、行動が制約される。 ○教育も嫁入り道具のひとつと考えられたり、女が大学にいくと婚期が遅れる、或いは女はいずれ嫁に行くのだから大学に行く必要はない。頭のよすぎる女性は嫁のもらい手がない等と言われる。 ○女性は成人したら結婚して家庭の主婦として生きるよう育てられる。 ○既婚の女性は「〇〇の奥さん」「〇〇のお母さん」というように夫や子供との続柄で呼ばれる。 ○女性はひかえ目が美德とされ男性と同等の行動は非難される。 ○女性の喫煙は奇異な見方をされる。 ○遊興は男性の特権として当然視されるが、女性の場合は非

事 項	事 例 内 容
	難される。 ○仕事の関係であっても夜のつきあいは男性に寛容で女性は非難される。 ○不貞行為等夫婦の愛情問題は夫に寛容で妻に厳しい。 ○妻以外に愛人を持つのは男の甲斐性とかあたり前という考え方があり寛容であるが、妻の不貞行為に対する世間の評価は厳しい。その結果、大変不利な形で離婚に追いやりたりする。 ○夫の不貞は妻の責任とされ、夫が妻の許に帰った場合は喜んで迎えるべきであるとされる。 ○子殺し等の事件は、現実には生活苦等が原因であるにもかかわらず、女性側の責任のみ言われ、夫の責任を言及することは少ない。 ○主婦の家事労働の評価が低い。逸失利益の計算等の場合にも著しく不利になっている。 ○席順などの序例はすべて男性が優先され、男性は上座、女性は下座、男が先、女が後となる。
男女の役割を固定してみる傾向	○「女は家庭を守るべき」とか「家事育児は女の仕事」という考え方、又は「男性が家事をするのは恥」とする考え方が強く残り、女性の行動、生き方に制約がある。 ○共働きの場合でも、女性だけに家事育児の過重な負担がある。 ○保育所の送迎など育児に関することは母親の役割となって

事 項	事 例 内 容
	いる。 ○夫のみだしなみは妻の責任であるかの如く考えられている。 ○諸会合等において接待や準備、後片づけはすべて女性がやられる。 ◦女性が持参した「区役」の差額金で慰労会が持たれても女性にはもっぱら裏方をやらされる。 ◦集団の旅行等においても、旅館で男性は酒をのみ、女性はその接待にまわされる。
女世帯に対する評価や態度	○母子家庭や女世帯は地域社会の中で軽視される。 ◦女世帯は地域組織の運営や役員から除外され、結果のみ後で知らされる。 ◦農村地域での未亡人は特に軽視され、会合などで意見を述べると「後家のくせに」と批難されたり、無視される。 ◦女ひとり世帯で、所有地の一部が町道になるのに事前に何の相談もなく、後で否定なしに承諾させられた。 ○母子家庭は長男が世帯主や家の代表とされ子供が小さかったり、いない場合には親せきの男性がこれに代る。 ○未婚の母と子に対する評価、差別感は厳しく、反対に相手の男性の責任はあまり問題にされない。
離婚における女性側の	○離婚の際女性が慰謝料を請求すると次に嫁にもらってもらえないという風潮があり、泣きねいりする例が多い。

事 項	事 例 内 容
不利	○調停離婚等により、妻への慰謝料、子供の養育料を、夫が支払わなくても、泣きねいりする例が多い。 ○離婚した女性に対する冷たい目や偏見など男性に比べハンディが大きい。 ○離婚の場合の財産分与などは一般に女性に不利である。 ◦夫婦の築いた財産に妻の寄与分が認められないため、離婚の際、正当な分与がなされない。
財産分与における男女差	○夫の遺産相続の際、法的な妻の取り分が削減されたり放棄させられる。 ◦法律の知識が薄かったり、子供と同居したいため財産相続の際、妻の相続権を放棄することが多い。 ◦農村部では土地の分割を防ぐため子供（長男）名義にすることが多い。 ◦未亡人として夫の両親と同居し、その親が死んだ場合に、夫の両親の面倒をみていた嫁の立場が無視され、その遺産がすべて夫の兄弟に継がれてしまう例が、農村部に多い。 ○親の遺産を相続する際、男性が相続するのは当然で、女性が相続すると特別視される。 ◦兄弟姉妹間において、女性は嫁入り仕度を整えることを前提に相続権を放棄させられる。 ◦嫁した女性が財産を要求することは不当と見られる。 ◦家の後継ぎは血縁の男子に限られ、娘がいても他家から血縁の男子を養子に迎え、財産は一切その養子に引き継がれて娘には配分されない。

事 項	事 例 内 容
	○共働きの場合でも家屋、土地等の所有は夫名義とし、夫死亡の場合は長男が相続する。 ○夫婦協力してつくった財産でも、離婚の際、その正当な分与がなされない。 ○遺産相続の話し合いには女性は入れない。
社会保障に みられる男 女差	○女性（妻）が農業者年金に加入したくてもできない。 ◦農業者年金の被保険者は国民年金の被保険者であって、所有権又は使用収益権に基づいて、一定の面積の農地等を農業に供している者を被保険者とすることになっているが、女性（妻）はほとんどそれに該当しない。 ◦女性が農業者年金に加入すると批判される。 ○妻が任意加入の国民健康保険に加入する際には、被保険者である妻の属する世帯の世帯主が届出の義務を負い、被保険者証の交付は世帯主に対して行われる。
経済関係に おける妻の 立場	○金融機関が女性への貸与に際し、共働きの場合でも、妻名義では貸してくれない。 ○土地、不動産契約は男性でなければ相手にされない。 ○女性（妻）が営業代理店を設立した際、店長名義を男性（夫）にしてくれといわれた。

事 項	事 例 内 容
届出や表示 にみられる 男子優先	○学校に出す欠席、早退届等、諸種の承認届は、母親が書いても父親名をもって届ける。 ○団体等の名簿の配列は、男性が先に記載される。 ○家の表札は世帯主のみ書いてある場合が多い。 ○冠婚葬祭の通知や議員からの挨拶状等は世帯主（男性）名でのみ来たり、又出されたりする。 ○年賀状や転居通知の差出人の名前を、夫を大きく、妻や子を小さく書く。 ○市町村の広報誌等にある出生児欄に父親の名前しか掲載されない。
教育やしつ けにみられ る男女のと り扱いのち がい	○中学・高校の家庭科が女子のみの履修となっている。 ○教科書や絵本に男女の役割が固定化して画がかれている。 ○学校内での男女の役割や序列に、役割の固定化がみられる。 ○クラス委員長は男の子に限られている。 ○出席簿の序列は一般的に男生徒が女生徒よりも先になっており、この順序がテスト、行進、身体検査等あらゆる場で男子優先という結果を伴っている。 ○集団登校の際における組長は女子が年長でも男子が組長になる傾向があり、学校でもそのような指導がなされている。 ○修学旅行先での女生徒が先に入浴したことがホームルーム

事 項	事 例 内 容
	で議論になった。 ○保護者に対して父兄各位、父兄会など「父兄」という言い方がなされている。 ○保護者名簿には父親の氏名職業のみが記載される。 ○PTAの実際の運営等は母親が担っていても、役員名簿は父親名で登録される。 ○子供の担任に女教師になると学力が低下するなど、女教師に対する偏見がある。 ○進学に対して、男は大学、女は高校・短大まででよいとする傾向がある。 ○女子の学歴や資格を嫁入り道具のひとつとしてのみみる傾向がある。 ○家事労働は女性がやるものという教育やしつけがなされ、手伝いやお使いなどは女の子にはやらせるが、男の子にはやらせない。 ○「男らしくない」とか「女のくせに」など言葉づかいやしつけに男女のイメージや役割を固定してみる傾向がある。 ○男女の役割を固定化して、子供の玩具や遊びを選定する傾向がある。

事 項	事 例 内 容
	○子供の教育は重要さを増す程、父親の権限が強くなる。 ◦子供の進路は父親が決定し、母親の意見が無視される。 ◦PTA出席等において、小学校までは母親だが、中・高校等になる程父親の出席率が高くなっていく。
スコミ、文化用語、表現などにみられる男子優先	○女性を商品化した文化がはん濫している。 ◦ボルノ雑誌、映画、マンガ等によって誤った婦人像や女性を商品化した考え方が植えつけられる。 ◦売春、トルコ風呂など性の商品化が広がっている。 ○トルコ風呂等男性のみに慰安施設がある。 ○テレビドラマや雑誌等において、夫につかえる妻、姑につかえる嫁の美德等、女性に対する古い価値感のおしつけがある。 ○夫を亡くした妻には後家、未亡人、やもめ、寡婦等用語がたくさんあるが、妻を亡くした夫に対する用語は使われない。 ○古い女と書いて姑、女と家と書いて嫁と表すなどの用語。 ○神前結婚の祝詞に「妻は夫より先んずることなく」等の古い言葉が残っている。
家庭における男女のとり扱いのちがい	○入浴順序は父親や長男など男性が優先される。 ◦特に嫁は一番最後に入るのがあたり前とされており、この慣習を無視した嫁が離婚させられた例がある。

事 項	事 例 内 容
	○食事の場や内容が男女で異なる。 ◦父親や長男等男性は品数も多く上等のもの、女性はその残りもので済ませるという習慣がある。 ◦男女一緒に食べる場合、女性の盛付や配善は後にする。 ○夫の座と妻の座など、家庭で男女の座席が厳然と決められている。 ◦座敷、炬燵、テーブル等において、男性（特に家長）は上座、女性は下座等、座席が決められている。 ◦妻は主人の座（横座）には座われない、嫁は下座、主人は東向の座と決められている。 ○来客の相手や酒食の席に妻は参加しないで、準備や給仕だけする。 ○男女のものを分けて洗濯し、洗たく機でも男物を先に洗う。 ○農家などでは、男性が財布をにぎっていて、その都度必要額のみ女性に渡す。 ○大きな支出は女性には決めさせない。 ○家屋の建築、修理等の際、職人さん等請員側は夫（男性）が言う場合しか申し出をきいてくれない。 ○男は家庭内の細かい事に関与しないという考え方から、悩みごとなどは夫婦の間で解決されにくい。 ○夫と妻の呼び方は「主人」と「家内」、「あなた」「おい」な

事 項	事 例 内 容
	ど差がある。
嫁の立場や 嫁のつとめ の強要	○嫁は婿家の家風や姑の気風に合うようつとめなければならない。 ○姑が生きている間は幾つになっても嫁としてのつとめをさせられる。 ○「嫁住み3年」「嫁勤め10年」等といわれ、その家の家風に適した嫁になるために姑につかえる。 ○夫の両親と同居する農家の嫁は、若くして未亡人になっても再婚せず、婿家の労働力として引きとめられることが多い。 ○嫁は姑がいる限り、家計の実権をもたされず、小遣い銭も与えられない。 ○夫の両親と同居の場合の嫁は働きに出ても家事労働を嫁の仕事として一切やらなければならず、夫を手伝わせても批判される。 ○嫁は自分の自由時間がもてず、実家に出かけたり、婦人会活動で外出したりするのに、夫や姑への気がねがあり出られない。 ○農家の嫁は病気でも親に気がねして、農作業も休めない。 ○嫁は食事や風呂も最後となる。 ○嫁は姑より先に食事ができなかつたり、食事の質や量にも差があり、残りものをたべたり、少量でがまんさせられる。 ○嫁は最後でなければ風呂に入れない。 ○嫁は家族より早く起き、一番最後に寝るのが当然とされる。

事 項	事 例 内 容
	○嫁は他人との見方があり、相談事にも入れない。 ○農家の嫁に対し、「手間が増えた」等、人間でなく、牛馬同様の労働力としてのみ見る表現がなされる。
婦人自身の意識や態度	○女性自身が差別に甘んじ、それを改善しようという意識や行がない。 ○女性自身が役職や組織の長になることをこばむ。 ◦各種委員や役職に女性を推せんしても応じない。 ◦責任ある任務や煩雑な任務を敬遠し、安易に男性におしやる傾向がある。 ○役職や組織の長になった同性の足をひっぱる傾向がある。 ◦同性の中から「女のくせに」とか「家庭や夫を放っておいて」という批判がなされる。 ◦夫の代理で会合に出席し、書記をひきうけたところ、同性から「自分達に持ってこられると困るので、前例をつくってくれるな」と言われた。 ○女性自身が自己主張や自己の判断をしないですぐ、「主人と相談してから」「主人がいないからわからない」等、自己の態度を保留する。 ○社会的な政治や経済、又外向きのことに疎く、無責任な態度がある。 ○女性が自己紹介する時「〇〇の妻です」「〇〇の子です」

事 項	事 例 内 容
	「〇〇の母です」という被扶養者の立場で自己を表現する。

冠婚葬祭に関するもの

「家」制度などからくる男子優先的なしきたりにもとづくもの

事 項	事 例 内 容
結婚にみられる男女のとり扱いのちがい	○女性をお金で換算する古い結納金制度が存在して、それがますます盛んになって高額化する傾向がみられる。 ○結納品を披露し、男性側の「家」の格式を誇る。 ○結納金の額が嫁とりと婿とりの場合で違い、婿とりの場合の方が多い。 ○結納の際、女性側の負担で、結婚式と同じ位の引出物をだしたり、結納返しをする。 ○嫁入り道具は結納金の何倍もかけて女性側が一切負担する。 ○嫁入り道具を披露し、嫁の品定めをする。 ○「タンス開き」「荷開」「襟ぞろえ」「部屋飾り」等々と称して女性の実家、婚家等で花嫁道具が披露される。 ○タンスの中まで開けて見せ、品定めをする。 ○近隣の人々を招待し、茶菓等をふるまって見せる。 ○結婚の儀式における男女のとり扱いの違い。 ○婚礼の時、花嫁は勝手口から入る。 ○婚礼の時、花嫁のみ手みやげをもって婚家先の近隣へ挨拶まわりをする。 ○結婚の儀式が男性中心で行われ、女性側の招待客が限られる。 ○長男など、男性が結婚する場合は盛大な祝宴をはるが、娘

事 項	事 例 内 容
	の場合は簡単にすませる。 ○娘を嫁がせた家は「婿披露」と称して秋祭の際特別の寄付をとられる。 ○足入れ婚的風習が存在する。 ◦「出入り初め」「樽入れ婚」「いきぞめ」「カド入れ」「泊り初め」等々と称し、婚約が成立した時点で同棲や通い婚という事実上の結婚をし、一定期間を経た後、正式の結婚式を行う。（地域毎に形式や日数は異なる） ◦結婚してもすぐ入籍せず、子供が生れてから入籍するなど「足入れ婚」の名どりがあふ。 ○見合いや結婚相手を探す時は男性中心で考えられる。 ◦女性の写真は請求されるが、男性の写実はださない。 ◦息子の結婚相手を探す時は大々的に頼み、娘の結婚相手を探す時はこっそり頼む。 ◦結婚は両性の合意ではなく、「女がもらってもらふもの」という通念が常識となっている。
葬式にみられる男女のとり扱いのちがい	○女性を喪主にしない ◦夫や父が死亡しても、その妻や長女が喪主にならず、長男や縁者の男性など、男性が喪主となる。 ○妻は夫の葬式や野辺送りをするが、夫は妻の葬式や野辺送りをしない。

事 項	事 例 内 容
冠婚葬祭全般にみられる男女のとり扱いのちがい	○初節句、厄入り厄払い、還暦祝い等の祝事は、男性の場合のみ宴会や祝品が出され、盛大にやるが、女性の場合は何もやらないか、ごく質素にやる。 ○冠婚葬祭への出席は男性に限られる。 ◦男性は職場を休んでも出席を求められ、女性がその代理で出ても出席とみなされない。 ◦女性が出るのは恥とされたり、相手を軽んじているようにみられ、批判される。 ◦自宅で行う結婚式に母親は出席しない。 ◦夫婦で結婚式等に招かれても妻は「この膳」と称し後廻しにされたり、別室で食べる。 ○冠婚葬祭をとりしきるのは男性で女性はおっぱら裏方である。 ◦男性は受付や司会など運営面をやり、女性は裏方や接待役にまわされる。 ◦結婚式や葬式の際の家族のあいさつや祝辞はほとんど男性である。 ◦結納式で婚約した女性は列席した男性の給仕役を務める。 ○冠婚葬祭における序列や場所は男性が優先される。 ◦座席は常に男性が上座、女性が下座であり、女性のまつり事（ひなまつりや厄ばらい）でも変らない。 ◦葬式の際、焼香の順位は男性が先であり、焼香場所も男性は祭壇、女性は脇壇とか着座の廻し香炉で焼香する。 ◦位はいを持つのは男性に限られる。 ○男性の結婚や男子出産等の祝金の額は女性の場合より高い。

事 項	事 例 内 容
	○冠婚葬祭の際、妻の実家からはあまり招かない。 ○男子出産を喜ぶ傾向。 ◦男子が生まれると初節句に餅や菓子をまく。 ◦元旦に神社へ神酒を奉納したり、祭礼の時祝儀を出す但女子が生まれても何もしない。
女性の実家に課せられた経済的負担	○子供（特に第一子）は実家で出産するが、その時の出産費用や学令に達する迄の祝事や仕度金などの一切の費用を女性の実家で負担する。 ◦出産費用や産着などの衣類、ふとん、ベビータンス、乳母車など幼児期の一切の費用を母方で負担する。 ◦初節句、七五三、天神様、七月かざり等の祝事や幼稚園、小学校の入学祝、仕度金等を女性の実家がすべて負担する。 ○盆暮や嫁した娘の妊娠時等さまざまな機会に女性の実家から婚家に相当額の贈品やつけ届けをする。 ○「むこう十年」とか「十年しきせ」とか称し、女性の実家から嫁いだ娘に仕送りをする。

女性は「不浄」とか「業が深い」等女性に対する偏見にもとづくもの

事 項	事 例 内 容
神事、祭事に女性を参加させない	○女性には神事、氏子等の総代になれない。 ○「農業の神」のまつり（庚申祭）などのまつり事に女性は参加できない、その準備も女性にやらせない。 ○庚申祭、八幡祭、天神祭、亥の子祭など。 ○女性には神仏に供物をあげたり、それを食べたりできない。 ○女性には祭礼行事に参加できない。 ○神輿をかつぐ、曳山に乗る、山車を引くことができない。 ○稚子になったり、神楽の舞人になれない。 ○家屋新築の棟上式に女性を参加させない。 ○女性是一家の長でも棟に上ったり、餅まきなどの行事ができない。 ○棟上式の家には女性を入れない。
女人禁制的しきたり	○女性の出入を禁止するなど「女人禁制」的しきたりがある。 ○トンネル内へ女性を入坑させない。 ○奥の院への女性の参拝を特定日（春分、秋分の日）以外は禁止する。 ○社務所の女性の使用を断わる。 ○元旦の女性の訪問を嫌う。 ○朝一番の女性の訪問や午前中の訪問をさう。 ○正面玄関からの女性の訪問を嫌う。

事 項	事 例 内 容
	○女性は漁船に乗せない。 ○男性が漁に出る時も女性に最初に会うことを嫌う。
出産や生理 を不浄とす もの	○妊婦や出産した家からの結婚式や葬式への参加を嫌う。 ○生理中の女性は神事や仏事にかかわれない。
出産や仏事 にみられる 男女のとり 扱いのちが い	○丙午年の女子出産を嫌う。 ○産休明けの日数や宮参りの日数が男女で異なる。 ○食い初めの日が男女で異なり、女性の方が早い。 ○法事の日が男女で異なり、女性の方が早い。

就労に関するもの

婦人の能力・特性に対するかたよった評価や男女の役割分担意識にもとづくもの。

事 項	事 例 内 容
農作業等における男女の不合理な取り扱い	○農作業の協定料金や標準額が男女別に取決められており、女性の料金が低い。 ○男性は老人がでても差がなく、女性は男性と同等に働いても女性という理由だけで差がつけられている。 ○仕事の種類が男性が重労働、女性が軽作業と分かれている場合でも、女性の方が仕事の準備、後始末等で作業時間が長いので日当に差がつくのは不合理の場合がある。 ○料金差のみられる作業の種類は次のようなものがあげられている。 (稲、麦等) 苗取り、田植え、除草、刈り取り、脱穀その他の機械操作による作業、野菜の採取、選別、箱詰、一般作業 (果実) 摘果 (花)、袋かけ、害虫防除、交配作業、収穫箱詰、ジベ処理 (林業) 伐採、下刈、植林、施肥、その他山林の手入れ (その他) 養蚕、ノリ漁業 ○作業料金の差額は、低いところで200円、多いところでは4000円のひらきがみられる。比率では、男性1に対し女性は0.8～0.5の労力換算となっている。

事 項	事 例 内 容
雇用における男女の不合理な取り扱い	○採用条件を男子に限定したり、女子を採用する場合でも、学歴・年令、職種等で男子と区別し、その結果女子は主として単純、補助的作業要員として採用される場合が多い。 ○女子の職種を特定のものに限定し、例えば、企画、営業等に女子を配置している例は少く、配置している場合も女子を補助者としている例が多い。 ○職場で行う各種教育訓練の機会を女子には与えなかったり、与える場合も、受講の資格、訓練内容、期間等で男子と区別している場合が多い。 ○技能、経験年数、学歴等のいかににかかわらず、女子には昇進・昇格の機会を与えなかったり、与える場合も一定のポスト以上には昇進させない、或は昇進・昇格に必要な基準を女子に厳しくする等、男子とは異なる取扱いが行われている場合がある。 ○賃金表を男女別に作成している場合や昇給率、昇給額、手当・退職金の支給条件等に男女差を設ける等の例がみられる。 ○定年制を実施している企業の中には男女別に定めているところが多くなく、特に、女子の若年定年制を定めているものがある。また、結婚退職、妊娠、出産退職等、女子に特有な退職制度を設けているところがある。 また、企業合理化に伴う整理解雇、あるいは希望退職の基準として「既婚女子」をあげる例もある。パートタイマーは女子が多いがその労働条件には問題が多く、また、不況期には、まず整理の対象となる傾向がある。

事 項	事 例 内 容
	○給与住宅への入居資格や住宅融資の貸付制度の利用資格を男子に限定したり、女子に厳しく定める企業がある等、福利厚生面での差別もみられる。